

文教委員会記録

- 1 期 日 平成20年8月19日（火）
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 委員長 緒方直之
副委員長 安井裕典
委 員 佐藤一直、柴崎美智子、岩下智伸、安木和男、富永健三、
石橋良三、犬童英徳、山木靖雄、松浦幸男

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、総務課長、教育政策室長、法務室長、教職員課長、施設課長、健康福利課長、教育部長、学校経営課長、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長

[環境県民局]

学事課長

6 報告事項

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- (2) 平成19年度施策に係る点検結果について
- (3) 平成20年度公立学校基本数報告等の結果（速報）の概要について
- (4) 平成21年度の県立特別支援学校再編整備について
- (5) 平成21年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について
- (6) 平成19年度の広島県における生徒指導上の諸問題の現状（速報）について

7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（柴崎委員） 資料番号1に関連して、情報化社会における学校教育のあり方について質問させていただきます。

情報化、グローバル化、少子・高齢化など、社会の変化は急激です。特にITを使った情報化社会の進展は、子供たちの成長に大きな影響を及ぼしています。大量の情報を主体的に選択、処理、活用し、発信できる能力を育成する必要があります。未来を担う子供たちが健やかに成長し、社会に寄与することができるよう学校教育の見直しが求められています。

情報化社会を迎えた学校教育の現状には、次のような問題が指摘されます。第1に、情報教育の条件整備がおくれていること、第2に、情報教育の指導者が不足し

ていること、第3に、教育方法やカリキュラムが未整備なことです。効果的な情報教育を維持するためには、子供が主体的に学習を進めることが大切です。ところが、情報を分析、活用する体系的な教育カリキュラムが整備されていません。ネットワークを利用した広域学習や教育情報の公開なども十分進んではいません。また、サイバースペースにこもる子供もふえており、このままでは孤立しがちな子供が多数出現しますが、御所見をお伺いいたします。

○答弁（教育政策室長） まず、私からはパソコンの整備状況について説明をさせていただきます。文部科学省が平成20年3月現在で学校におけるICT環境の整備状況を調査いたしております。その調査結果によりますと、広島県の教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数につきましては6.8人となってございまして、全国平均7.0人を上回っている状況でございます。

次に、普通教室への校内情報通信網——LANでございますけれども、その整備率につきましては広島県では68.5%となってございまして、全国平均62.5%を上回っております。

また、教職員用コンピューターの整備率につきましては広島県では83.9%となっております。全国平均57.8%を上回っている状況でございます。

なお、県立学校に限って申し上げますと、平成18年度の段階で教職員1人1台体制というのは実現できている状況でございます。

○答弁（指導第二課長） 指導者不足ということにかんがみまして、情報教育を進めていく上では教員の指導力の向上というのが大きなかぎになると考えております。教育委員会では、教員のITを活用した指導力を向上させるために、平成11年度から17年度まで行われた、独立行政法人教員研修センター主催の教育情報化推進指導者養成講座に教員を派遣したり、ITを活用した授業づくりのための講座を県立教育センターで開講するなど、教員の研修の機会を確保しているところでございます。

また、平成18年2月には、文部科学省と共催で教員や指導主事を対象といたしましたIT活用促進キャンペーンを実施し、授業におけるコンピューター活用の意義や方法についての理解の促進を図るための模擬授業などの取り組みを行ったところでございます。

また、広島県教育情報サイトや教育センターのホームページに広島県内の教員が作成いたしましたITを活用した授業の学習指導案や教材等を登録するなど、ITを活用した指導実践の参考となる情報の提供にも努めているところでございます。

そうしたこともありまして、平成19年3月1日時点ではありますが、コンピューターを活用して指導できる教員の割合が、小学校では80.6%、中学校では74.4%、県立学校では79.1%となっている状況でございます。今後も教育センターの講座や教育研究会等を通じましてITを活用した実践を報告し合ったり、公開授業や研究授業の際にITを活用した指導方法等を工夫し、IT機器やソフトウェアを実際に使う機会をふやしたりするなど、教員のIT活用能力の一層の向上を今後も図ってま

いりたいと考えております。

○答弁（指導第一課長） 指導方法やカリキュラムの整備についてのお尋ねがございました。私からは小学校、中学校の状況について御説明をしたいと思います。

まず小学校でございますけれども、現行の学習指導要領の総則におきまして、各教科等の指導に当たっては児童がコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段になれ親しみ、適切に活用する学習活動を充実するとともに視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることと述べられております。また、社会科や算数、理科の内容の取り扱いにコンピューターなどを有効に活用するということが述べられております。このため、小学校におけるコンピューターを活用した授業としましては、例えば社会科では調べ学習にコンピューターを活用し、資料の収集、活用、整理などを行っておりますし、算数などにおきましてはコンピューターを活用しまして計算問題に取り組んだり、表やグラフを作成するなどしているところでございます。

また、中学校の状況でございますが、中学校の学習指導要領にも同様の記述がされております。少し違うところは、情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実を努めるということが触れられているところでございます。また、中学校の場合は、技術・家庭科の技術分野の目標におきましても、コンピューター活用等に関する基礎的な知識と技術を習得するということが触れられております。さらに社会科、数学科などほとんどの教科でコンピューター活用の内容も取り上げられているところでございます。少し例を申し上げますと、技術分野の指導におきましては、年間指導計画に基づき情報とコンピューターということで次のような内容も取り扱っております。1～2紹介しますと、生活や産業の中で情報手段の果たしている役割であるとかコンピューターの基本的な構成と機能及び操作などについてでございます。こうした学習を通して身につけた情報活用能力を学習の中で十分発揮できるように、今後とも学習活動を充実させてまいりたいと思っております。

なお、新しく告示されました新学習指導要領におきましてもこの内容について触れられているところでありまして、さらに小学校ではコンピューターで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身につけるということが加わっておりまして、インターネット等の例を通しまして個人情報や著作権の保護等についての指導の充実を図ってまいりたいと思っております。

○答弁（指導第二課長） 高等学校における指導方法やカリキュラムということでございますが、情報化が非常に進展する中、平成15年度から高等学校におきましてはすべての生徒が履修しなければならない、いわゆる必修の教科といたしまして情報という科目が導入をされております。各学校におきましては、生徒のコンピューターを扱った経験であるとか興味、関心であるとか、生徒の状況に応じまして情報A、B、Cの3つの科目の中から1科目を履修させるということになっております。この教科、情報におきましては、情報及び情報技術を活用するための知識と技能の習

得を通して、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てるというふうになっております。具体的な指導内容といたしましては、例えばインターネットからの情報収集、ホームページの作成、電子メールによる情報発信など、情報通信ネットワークを活用した体験的な活動を通して、生徒の情報活用能力の育成を図るというふうになっております。そのほかの科目でも、例えば専門学科の商業では情報処理という科目が設定されるなど、コンピューターのソフトウェアを活用し、目的に応じたわかりやすい報告書の作成やビジネスにおけるインターネットの役割とその活用などの学習を行うなど、さまざまな教科、専門学科の目的や特色に応じて教育内容の科目を履修させているという状況でございます。今後とも学習指導要領に基づいて情報や各教科における情報に関する科目の指導などを通して、情報化に対応した指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

- 要望（柴崎委員） 情報化社会に対応し、情報を生かす学校教育を進めるために教育行政としては次のような取り組みが必要だと考えます。第1に、学校の各教室からインターネットを接続できるような情報施設整備の体系的な整備です。第2に、指導者の育成を強化することです。第3に、カリキュラムや指導方法の研究開発体制の充実です。

価値観が多様化し、複雑化する今日にあって情報化の波にのみ込まれず情報の光と影を理解し、主体的に生きる力を子供たちに身につけさせる必要があります。情報をみずから活用できると同時に、豊かな共感の心を持った人間の育成を通して、社会の活力を維持発展させることが情報化社会において教育を担う者の責務であると考えます。一層の御尽力を要請いたします。

- 質疑（岩下委員） 資料番号1の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、21～23ページにわたって学校における安全対策について述べられておりますけれども、実際の執行状況についてお尋ねしたいと思います。

学校施設の安全の確保は、非常に重要な課題だと思います。先日も東京都において小学校の児童が天窓から落下する痛ましい死亡事故が発生いたしました。この事故を受けて、本年6月20日に文部科学省から学校における転落事故の防止についての依頼が出されております。東京都の結果と問題がある学校について、その対応策についてお伺いいたします。

- 答弁（施設課長） 今おっしゃいました東京都の事故でございますが、報道がなされましたのが6月19日のことでございます。その日、私どもは直ちに県立学校について調査をいたしました。その結果、現在施設としては112ございますが、112施設中、それが該当するのは必ずしも校舎だけではないのですが、校舎などの屋上に天窓あるいは天窓に類するものがあるものが21施設33カ所ございました。現実には該当する21施設におきましては、東京都でございましたような天窓の付近での教育活動というものは行われておりません。それから、これはもともと21施設に限らずすべて

の県立学校では屋上に通ずる通路あるいは出入り口には嚴重に施錠がされておりまして、児童生徒が出入りできないようになってございます。その点においては問題がない。ただし、今申し上げた21施設33カ所のうち3施設4カ所につきましては、児童生徒が無理をすればそういう場所に近づけなくはないということで、該当の3施設4カ所につきましては当該箇所への通行を児童生徒ができないようにするなどの措置を講じてございます。

○質疑（岩下委員） ただいまの御説明は、県立学校に関する御説明だというふうに理解いたしました。

そうなりますと市町で管理されている学校に関してはどのような状況なのか、県の教育委員会では把握されているかどうか、お尋ねいたします。

○答弁（施設課長） 直接のお答えになるかどうかわかりませんが、先ほどおっしゃいましたように、6月20日付で文部科学省から転落事故防止に係る通知が出てございます。それを受けまして市町教育委員会に対しましては6月23日付で通知を發しまして、学校における転落事故等の防止について注意の喚起をさせていただいております。県立学校と違いまして市町立学校におけるそうした措置をするのは、それぞれの設置者の責務でございますので、それをフォローするのが私どもの主たる役割になるわけですが、その結果、各市町教育委員会におきましては、私どもがいたしました通知の直後に校長など関係者に対して通知を發するなどしまして必要な指導を既に行っているという状況でございます。

○質疑（岩下委員） ということは各市町でも同様なことが実施されて、既に安全な状態にあるということでしょうか。

○答弁（施設課長） ただいま申し上げましたように、既に必要な指導を行って措置がされております。措置と申し上げましても、先ほど県立学校について申し上げましたように、そうした場所に児童生徒が近づかないようにするという措置がまずは肝要かと思ひまして、各市町教育委員会におきましてもそういった措置が中心にされております。それから私どもが掌握しているところでは、福山市、庄原市では危険防止のためのさくをつけたり、そういった種類の危険防止のための工事をする事となっていると聞いております。

○要望・質疑（岩下委員） 市町に関しては特に施設管理責任が相手側にあるということで、完全な実施を実現するという事は非常に難しいというのは理解いたしております。ただし、こういった事例の場合、人命にかかわるということであり、万全を期する必要があると思ひます。そういった意味で県の教育委員会としても県全体の学校施設の安全を確保していくという責務があると思ひますので、それに関しては今後も引き続きフォローをされるように要望したいと思ひます。

続きまして、2つ目の質問に移りたいと思ひます。8月7日と8日に横浜で開催されましたスーパーサイエンスハイスクールの発表会を見学いたしました。まず平成18年度のスーパーサイエンスハイスクールの個別発表会を聴講いたしましたけれ

ども、本年は残念ながら広島県には対象校がなかったということで広島県の発表を聞けなかったのですけれども、高校生々の若々しい発表や厳しい質疑のやりとりを聞きまして、そのレベルの高さに感心したところがございます。また、全国各地の高校での取り組みがすべて展示されていますポスターセッションを見学させていただきまして、その活気を感じたところがございます。そこで、昨今、理数離れが懸念されておりまして、新学習指導要領では理数教科の授業時間をふやしていく方向であるというふう聞いております。こういった授業を通して広島県の実力の向上を果たしていければというふうに私自身考えた次第でございます。

さて、その参加総数102校の中で私立学校でもスーパーサイエンスハイスクール授業に参加している高校が幾つか見受けられました。公立、私立を問わずとは思いますが、高校の特色を出して志望者をふやしたいという観点から取り組んでおられる高校もあるようです。近郊では岡山県の清心女子高校があり、説明員の高校生に実際に尋ねてみますと、入学先の選定時にスーパーサイエンスハイスクールの取り組みを聞いて魅力を感じたといったようなお話を伺うことができました。

そこで、広島県の私学ではこういったスーパーサイエンスハイスクール事業に指定されて取り組んでいるところはありませぬけれども、現状はどうなのかをお伺いいたします。

○答弁（学事課長） 岩下委員から御指摘のとおり、スーパーサイエンスハイスクール事業は大変有益な事業でございます。学事課では、私立学校に対しまして毎年度文科省から実施の希望調書の提出依頼がありまして、各学校からの希望を取りまとめ文科省へ回答しているところでございます。しかし、残念なことに過去指定を希望する私立学校はありませんでした。その理由を考えますと、事業の内容そのものには賛同しておりますけれども、かなり大がかりな体制を組む必要があることや、やはりすぐれた教師がいなくなかなか実現しにくいというようなことがありまして、応募が実際にはできなかったのではないかとこのように考えております。

○要望（岩下委員） 私立の学校というのは独自の経営方針を掲げられていると思いますので、なかなかいろいろな働きかけが難しいというのはよく理解できております。また、こういった事業というのは非常にハードルの高い事業であるのは間違いありませんので、すぐに参加応募というわけにはいかないということはよくわかります。

ただし、理数系に重きを置く、あるいは強化しようとしている私学に対しては積極的な勧誘をされたらどうかと思います。例えば、発表会への先生の派遣などの紹介とか、そういったことの働きかけをしていただくことによってきっかけになるといったようなことも考えられると思います。

また、これは私立校に限らず公立高校でも理数科を持つ県立高校の先生方、今回そういった先生方が勉強というような形で見学に来られているというような姿は広島県では残念ながら見られなかったのですけれども、ほかの県では幾つかの先生方がやはり見学をされていたり、高校から理数に興味のある生徒さんが見学に来られ

たりといったような姿を見受けました。そういった意味でそういったイベントに参加しやすい、特に夏休みという非常に参加しやすい時期でもございますので、予算等で配慮していただくよう要望したいと思います。

○質疑（安木委員） 特別支援教育についてちょっとお聞きしたいと思います。先ほども点検及び評価等についてのお話がありました。その中でも出ていましたけれども、前回の委員会で広島県特別支援教育ビジョンというのがありました。これを見ても、特別支援学校——視覚障害、それからまた聴覚障害、肢体不自由、病弱等の方についての在籍者数の推移というのは、大幅な増加というのではないようでございます。

しかし、知的障害については、例えば平成14年と平成20年を比べると、廿日市では88名だったのが現在152名になっているとか、それから福山北では107名だったのが平成20年は207名であるとか、呉でも本校は73名が117名になっているということで、知的障害者の特別支援学校の在籍者数というのが近年大幅にずっと増が続いている状況でございます。

その中で、先ほどもありましたけれども、特別支援学校の高等部の本科を卒業した人の就職率の推移が、本当に皆様の御尽力かと思うのですが、平成14年の7.5%が徐々に上がってきて、平成19年は14.8%まで上がってきている。知的障害についてだけ見ても、広島県は平成19年が16.1%、平成14年が6.2%ということですから、全国平均の25.8%には及びませんが、徐々に改善されてきているということで、特に知的障害の方の就職率、高等部の就職率アップについてどのような御努力をされたのか、簡単で結構ですけれども、まず聞かせていただきたいと思っております。

○答弁（特別支援教育室長） 知的障害の特別支援学校の就職率の向上につきましては、平成18年度より特別支援学校就職指導充実事業というのを展開しております。具体的には、研究指定校2校に広島北特別支援学校、それから福山北特別支援学校の2校を指定いたしまして、そこに特別支援学校のジョブ・サポート・ティーチャーを1名ずつ配置いたしまして、このジョブ・サポート・ティーチャーが企業の開拓あるいは生徒の面接等を行いながら就職に結びつく教育内容の向上に助言を行って、教育課程の改善等を進めてまいっております。

一方、この事業の中で商工会議所等あるいは大学の先生等を含めた形で就職指導に関する調査研究会議を持ちまして、現状の課題等について分析を行っております。その中で明らかになりました就職指導に係る、いわゆる職業教育に係る課題につきましてそれぞれ学校に研究指定校の実践に基づいて改善の方向等についてまとめて示して、学校に普及を図っております。そういったことを取り組んでまいっております。あるいは企業への情報発信といった形で就職に向けた就業体験を実施することについてパンフレットを作成いたしまして、いろいろなところを通じて配ったりしております。

○質疑（安木委員） モデル校でのすばらしい取り組みだというふうに思います。このビジョンの特別支援教育の理念という中に書いてあるのですが、特別支援教育は障害がある幼児・児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう適切な指導や必要な支援を行うものである、こういうふうに書かれています。

私もことしの3月に、呉ですけれども、一つは知的障害の特別支援学校の卒業式に行かせてもらいました。それからまた、同じく呉で、聴覚障害の特別支援学校の入学式に行かせていただきまして、障害の違いによってどのように対応するかということは随分違ってくるのだということを改めて教えていただいたのですけれども、障害の違いということと同時に、障害の程度によって、個人に対する適正な教育指導の仕方というのは随分違うというのを目の当たりにしました。特に知的障害の軽度の方も重度の方も一つの特別支援学校の中で学んでいるのを見まして、軽度の方に対してもっと手を入れた特別支援教育ができればもっと多くの方が社会への自立ができるというのを強く思ったわけなのです。

以前にも委員会等に出たかもわかりませんが、高等特別支援学校、要するに高校生だけの軽度の知的障害の方の特別支援学校については、今回のこのビジョンの中にも高等特別支援学校の設置ということが特別支援学校再編整備の中にうたわれておりますけれども、そういう軽度知的障害の方だけの高等特別支援学校ができたら就職という面でも大幅に進んでいくのだらうと思うのです。以前に会派の方でも東京の永福学園という軽度知的障害の方の学校を訪ねたことがあるのですけれども、卒業生の就職率が100%というのです。本当にすばらしい。学校の中に大きなスペースをとって、ビルを清掃するための道具もそろっていて、そこでビル清掃等につかれる教育を受けられる。それからコーヒーマーカーがあつて、喫茶店で勤められるようなことであるとか、それから製造業で製品が流れてくるものを検査して良否を鑑定する仕方を訓練するというのが非常に完備していきまして、教えているのが先ほどのジョブ・サポート・ティーチャーではないですけれども、ジョブ・サポート・ティーチャーのような方が企業から来られていて、その企業が就職するならば来てほしいというようなことで、東京ではこれは1校でなくて今さらに何校か拡大しようという方向になっているというふうに聞いています。恐らくそういう軽度知的障害の方をお持ちの御家族にとっては、本当に熱望していらっしゃるだろうという思いを持ちます。そうすれば重度の方に対する支援の仕方ももっと徹底してきちんとしていくことができるのではないかと。このビジョンにうたわれておりますけれども、そういう面で高等特別支援学校の設置について、広島県としての今後の予定といますか、どのように進めていこうとされているか、その点をお聞きしたいと思います。

○答弁（学校経営課長） 高等特別支援学校の設置ということで、本県にない学校をつくっていこうということですが、その背景なりその効果で今、安木委員がお

っしやったことは、全くそのとおりでございます。障害を持った子供たちの社会参加と自立という、このビジョンの一つの象徴する施設であろうと思って、我々も取り組まなければならないと思っていますが、さて、具体的にということになりますと、現段階では具体的に申し上げる段階にまだ来ておりません。このビジョンを受けまして、知的障害のある子供たちの職業教育をつくるためにできるだけ早期につくりたいと思っております。

ただ、もちろん、お話がありましたように、生徒の居住地のほかにやはり職業教育ですから企業等の立地といったことも視野に入れながらやっていかなければいけない。また、データの的には軽度の知的障害の子供たちというのは300人ぐらいいるのではないかと思われていますので、そういった子供たちが一遍にというのは無理でしょうけれども、どういった形で集約できるかということの作業に入っているという段階でございまして、関係の方々の熱望ということをお聞きしまして、さらに進めてまいりたいと思っています。

○要望（安木委員） 設置ということになるとどうしても時間がかかっていくことになりますので、ぜひ前倒しの取り組みといたしますか、つくればいいのは絶対的に間違いないと思うのです。ぜひ取り組んでいていただきたい、早く推進していただきたい、このように要望しておきたいと思えます。

○質疑（犬童委員） この前ちょっと教育委員会に相談したことで、保健室登校の子供の状況を調べてほしいということをお願いしているのですが、実態と、それからどういう対応をして保健室からそれぞれの学級に帰っていく子供をつくっていくのか、そういう取り組みについて若干お聞きしたいと思えます。

○答弁（指導第三課長） お問い合わせいただきました調査結果は、財団法人日本学校保健会が5年ごとに行う保健室利用状況に関する調査によりまして、平成18年度に保健室登校をしていた児童生徒は1,000人当たり小学校では2人、中学校では6.6人、高等学校では2.8人となっているという調査結果でございました。

本県におけるこの調査のデータは具体的には示されていないのでありますが、平成20年度の生徒指導の関係指定校——小学校60校、中学校30校、高等学校12校、合わせて102校から平成19年度の保健室登校の状況を聞き取りましたところ、児童生徒1,000人当たり小学校では1人、中学校では2.7人、高等学校では1.5人という結果でございました。単純な比較はできないわけですが、全国数値を大きく下回っておりまして、結果としてはそういう状況でございます。

保健室登校ということでございますが、保健室に登校するケースとしまして、不登校であった児童生徒が教室に復帰する前の段階の指導として、別室での登校と並んで取り入れている状況がございます。また、教室等にいつらくなりまして、保健室に一時避難的にいて養護教諭に不安や悩み等を相談することによって心の元気を取り戻すといったような場合もございます。いずれにいたしましても、保健室に登校する児童生徒については養護教諭が対応する機会が多いわけなのですが、生徒指

- 導主事とか担任等と情報を具体的に共有し、学校として組織的な対応を行うことにより不登校の解決に向けて意義ある対応の一つというふうに考えております。
- 質疑（犬童委員） 今、小学校60校、指定校の場合を言われたのですが、小学校、中学校、高等学校の学校数は全体では幾つになっていますか。そうすると大体の全体の把握ができると思うのですが。
- 答弁（教育長） 先ほど申しました小学校60校に対する分母としては548校、それから中学校の30校に対する分母としては250校、高等学校12校に対する分母としては98校ということでございます。
- 質疑（犬童委員） そうしますと、パーセントで言ったら確かに小さいですけども、60校で31人ですから、548校は約9倍すると300人ぐらいの子供が保健室登校になっている。中学校でも、8倍すると300人以上が、310人ぐらいが保健室登校である、そういうことになりますか。高校の場合は約8倍ですから64人ですか。トータルとしては、パーセントは少ないのですが、数としては保健室登校の子供がかなりいる。平成18年度、19年度で言うとも小学校は横ばいですが、中学校と高等学校はふえている。この2年だけとって増減ということの比較は難しいですが、私は、保健室登校している子供、確かに不登校の子が一たん保健室登校して、そして学級へ帰っていくという一つの流れとしてはいいと思うのです。そういう流れがあってもいいと思うのです。もう少し私は、分析をして、保護者も含めてですけども、どういうふうにしていったらそういう子供を指導していけるかということを取り組んでいただきたい、こういうふうに思うのですが、これは教育長どうですか。
- 答弁（教育長） きょう幾つか指標を報告させていただきましたが、委員から御指摘のように、不登校、それから暴力行為等、校種によっては改善されているものがふえております。小学校はよく改善されていると思います。中学校は少し課題がある。全体的に広島県の教育がよくなってきたと言っても、まだ全国平均より少し高いという状況でございますので、委員御指摘のように今後とも丁寧な対応が必要ですし、要因分析ができるまでしっかりそれに対応した状態をつくっていかねばならないと思っておりますので、今後とも対応を続けていきます。
- 要望・質疑（犬童委員） 個々をパーセントや数字だけで割り切ったものはできません。やはりそれぞれの子供にとっては、あるいは保護者にとっては1人であろうと100人であれ大切な重大な問題になっているわけです。その辺はもう一つ、ぜひ精査して、分析、対応をきちんとしていただきたいと思います。
- 2番目の質問ですけども、校長など女性の学校長が大分ふえていると思います。ただ、教育委員会の皆さん、前のメンバーを見ましても女性の管理職というのはどの程度登用が進んでいるのかという思いをちょっと持っているのですが、学校全体として校長、教頭での段階での女性の教職員の登用等の状況、それから教育委員会の管理職への登用の問題、若干教えてもらえませんか。
- 答弁（教職員課長） 済みません。手元にデータございませんので、教職員につきま

してはまた後ほどお知らせさせていただければと思っております。

(4) 県外調査についての協議

県外調査の日程等について委員会に諮り、10月22日（水）～24日（金）の2泊3日で調査を実施することに決定し、具体的な調査場所等については委員長に一任した。

(5) 閉会 午前11時57分